公安委員会・県警察における
情 報 公 開 条 例 審 査 基 準

令　和　7　年　6　月

奈良県公安委員会・奈良県警察

目　　次

はじめに ---------- 1
第１　基本事項
　１　開示・不開示の基本的な考え方 ---------- 1
　２　条例に基づく実施機関の職員の開示行為と地方公務員法（昭和25年法律第２６１号）第34条の守秘義務との関係 ---------- １～２
　３　不開示情報の取扱い ---------- 2
　４　法令等に基づく行政文書の提出等との関係 ---------- 2
　５　開示の実施の方法との関係 ---------- ２～３
　６　不開示情報の類型 ---------- 3
　７　条例第７条各号の「公にすること」 ---------- 3
　８　不開示情報該当性の判断の時点 ---------- 3

第２　不開示情報
　１　条例第７条第１号（法令秘に関する情報）に基づき不開示とする情報の基準 ---------- ３～４
　２　条例第７条第２号（個人に関する情報）に基づき不開示とする情報の基準 ---------- ４～９
　３　条例第７条第３号（法人等に関する情報）に基づき不開示とする情報の基準 ---------- ９～13
　４　条例第７条第４号(公共の安全等に関する情報)に基づき不開示とする情報の基準 ---------- 13～15
　５　条例第７条第５号(審議、検討等に関する情報)に基づき不開示とする情報の基準 ---------- 15～17
　６　条例第７条第６号(事務又は事業に関する情報)に基づき不開示とする情報の基準 ---------- 17～20

第３　部分開示 ---------- 20～22

第４　行政文書の存否に関する情報についての基準 ---------- 22～23

第５　代表的な文書類型ごとの基準
　１　公安委員会会議録 ---------- 23～24
　２　会計支出文書 ---------- 24～25
　３　警察組織の職員数に関する情報を記載した文書 ---------- 25
　４　他の都道府県警察から取得した犯罪等の事件に関する報告書（いわゆる事件通報） ---------- 25～26
　５　情報通信システムに関する情報を記載した文書 ---------- 26
　６　「刑事訴訟に関する書類」について ---------- 26～27

公安委員会・県警察における情報公開条例審査基準

（平成１４年　３月２８日制　　定）
（平成１４年１０月　１日一部改正）
（平成１５年　４月　１日一部改正）
（平成１７年　４月　１日一部改正）
（平成１８年　４月　１日一部改正）
（平成１９年１０月　１日一部改正）
（令和　７年　６月　１日一部改正）

はじめに

警察行政の円滑な運営のためには、県民の理解と協力が何にも増して必要であり、また、行政の透明性の確保と説明責任の遂行という時代の要請に応える観点からも、情報の公開は重要なことである。

本審査基準は、こうした観点から、奈良県情報公開条例（平成13年県条例第38号。以下「条例」という。）に基づき、公安委員会及び警察本部長（以下「県警察」という。）が行う行政文書の開示・不開示の決定に際し、準拠すべき条例の解釈、運用の基準、具体例を示し、もって個人情報の保護や公共の安全と秩序の維持との調整を図りながら、積極的な情報公開の推進に資することを目的としている。

開示・不開示の判断に当たっては、本審査基準により行うこととするが、その運用に当たっては、本審査基準を画一的に適用することなく、個々の開示請求ごとに当該行政文書に記載されている情報の内容等に即して、かつ、条例の規定の趣旨に沿って、個々具体的に判断しなければならない。

また、本審査基準で示した具体例は、あくまで代表的な情報についての判断であり、該当する事例がここに掲げたものに限定されるものではない。

第１　基本事項

１　開示・不開示の基本的な考え方

条例は、県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにすることなどを目的とするものであることから、県の保有する情報は原則開示との考え方に立っている。

しかしながら、一方で、個人、法人等の権利利益や、公共の安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示することの利益と開示しないことの利益とを適切に比較衡量する必要がある。

このため、条例では、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この不開示情報が記録されていない限り、開示請求に係る行政文書を開示しなければならないこととしている。

なお、条例第７条の規定を適用した場合に不開示となる場合であっても、なお公にすることに公益上の必要性があると認められる場合には、裁量的に開示ができることとされている。（条例第９条）

２　条例に基づく実施機関の職員の開示行為と地方公務員法（昭和25年法律第２６１号）第34条の守秘義務との関係

地方公務員法第34条は、職員の服務規律の確保を目的とするものであり、同条第１項の「秘密を漏らす」は、服務規律に反しないことが明確な行為についてこれを禁じているものではない。同法第32条にも定められているように、職員が職務を遂行するについて、法令に従うことは地方公務員の主要な義務の一つであり、職員が条例の規定に従って、情報を公開した場合、この行為は服務規律に反するものではない。

したがって、この条例の規定に基づいて行政文書を開示する行為は、地方公務員法第34条の「秘密を漏らす」には該当せず、同条の秘密を守る義務との抵触の問題は生じないと解される。

３　不開示情報の取扱い

条例第７条は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されていない場合の実施機関の義務について規定しており、不開示情報が記録されている場合については、条例第９条（公益上の理由による裁量的開示）の規定により実施機関が「公益上特に必要があると認めるとき」は開示することができることの反対解釈として、「公益上特に必要があると認めるとき」以外は、開示してはならないこととなる。開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されているときの不開示情報の取扱いは、部分開示（条例第８条）の問題である。

４　法令等に基づく行政文書の提出等との関係

地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条、民事訴訟法（平成８年法律第１０９号）第２２０条、弁護士法（昭和24年法律第２０５号）第23条の２等の規定のように、法令等に基づき、行政文書の提出又は閲覧等を要求されることがある。

これらの要求は、特定の者が特定の目的に使用する場合に行うことができるのに対し、この条例に基づく行政文書の開示の請求は、何人であっても使用目的を問わず行うことができる点で、両者はその趣旨及び目的を異にする。

したがって、法令等に基づく行政文書の提出又は閲覧等の要求については、不開示情報に該当するかどうかによって対応するのではなく、当該法令等の趣旨、要求目的、対象の内容等を総合的に、かつ、個別具体的に判断し、当該要求に対応するものとする。

また、一般的な情報提供においても、条例第７条第２号に該当する情報でも本人の同意がある場合、又は、条例第７条第５号、第６号に該当する情報でも情報提供の相手、理由等を勘案し必要な場合は、情報提供が行われており、条例上の不開示情報の取扱いがそのまま当てはまるものではない。

５　開示の実施の方法との関係

この条例でいう「開示」とは、行政文書の内容をあるがままに示し、見せることであり、開示・不開示の判断は、専ら開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されているかどうかによって行われ、開示の実施の方法によって開示・不開示の判断が異なることはない。

ただし、開示決定された行政文書の開示の実施に当たり、行政文書の保存、技術上の観

点から、原本での閲覧を認めることが困難である場合など一定の制約はあり得る（条例第16条ただし書参照）。

６　不開示情報の類型

条例第７条各号の不開示情報は、保護すべき利益に着目して分類したものであり、ある情報が各号の複数の不開示情報に該当する場合があり得る。また、例えば、ある個人に関する情報について、条例第７条第２号のただし書の情報に該当するため同号の不開示情報には該当しない場合であっても、他の号の不開示情報に該当し不開示となることはある。

したがって、ある情報を開示する場合は、条例第７条の各号の不開示情報のいずれにも該当しないことを確認することが必要である。

７　条例第７条各号の「公にすること」

条例第７条各号で用いられている「公にすること」とは、秘密にせず、何人にも知り得る状態におくことを意味する。この条例では、何人も、請求の理由や利用の目的を問われずに開示請求ができることから、開示請求者に開示するということは、何人に対しても開示を行うことが可能であるということを意味する。

したがって、本条の各号における不開示情報該当性の判断に当たっては、「公にすることにより」各号のおそれがあるか等を判断する必要がある。

８　不開示情報該当性の判断の時点

不開示情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、開示請求があった都度判断しなければならず、一般的には、ある時点において不開示情報に該当する情報が、別の時点においても当然に不開示情報に該当することとはならない。なお、個々の開示請求における不開示情報該当性の判断の時点は、開示決定等の時点である。

第２　不開示情報

１　条例第７条第１号（法令秘に関する情報）に基づき不開示とする情報の基準

【条例の定め】

(1)　法令若しくは他の条例（以下「法令等」という。）の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他の国の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報

(1)　条例の解釈・運用

ア　**「法令若しくは他の条例」**とは、法律、政令、府省令その他の命令、条例（奈良県情報公開条例を除く。）及びこれらの明示の委任を受けた規則をいう。

イ　**「法令若しくは他の条例の規定…により、公にすることができないと認められる情報」**とは、法令等の規定で明らかに公にすることができない旨が定められている情報のほか、法令等の趣旨及び目的から公にすることができないと認められる情報を含むものであり、次のような情報をいう。

(ｱ)　明文の規定により、公開が禁止されている情報

(ｲ)　他目的使用が禁止されている情報

(ｳ)　手続の公開が禁止されている調停、仲裁等に関する情報

(ｴ)　地方税法（昭和25年法律第226号）等の個別法により守秘義務が課せられている情報

(ｵ)　その他法令等の趣旨、目的から公にすることができないと認められる情報

ウ　**「各大臣その他国の機関」**とは、各大臣（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第４条第３項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第５条第１項に規定する各省大臣をいう。）のほか、各大臣から当該事務に係る権限を与えられた次官、局長、課長等をいう。

エ　条例による開示と著作権法の公表権、複製権との関係

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第43号）」によって、著作権法（昭和45年法律第48号）が改正され、著作権法に新たに、地方公共団体が制定した情報公開条例との適用関係を調整する規定が設けられた（著作権法第18条第３項・第４項、同法第42条の２）ところであり、実施機関が、条例の規定により、著作物等を公衆に提供し、又は提示する場合におけるその著作者等の権利の取扱いについては、次の調整規定の内容に留意することが必要である。

(ｱ)　公表権との調整（著作権法第18条第３項・第４項）

条例の施行後に、著作者が、未公表著作物を、実施機関に対し別段の意思表示をせずに提供した場合には、条例に基づく開示に同意したものとみなすこととするとともに、条例に基づき公益上の理由により開示をする場合は公表権を害することにはならない。

(ｲ)　複製権との調整（著作権法第42条の２）

条例に基づき、実施機関が条例で定められた方法によって著作物の写し（複製物）の交付等を必要と認められる限度で行う場合には、複製権等の著作権（財産権）を害することとはならない。

２　条例第７条第２号（個人に関する情報）に基づき不開示とする情報の基準

【条例の定め】

(2)　個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア　法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第１２０号）第２条第１項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第２項に規定する特定独立法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第１４０号）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第２６１号）第２条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(1)　条例の解釈・運用

ア　特定の個人を識別することができる情報〔本文〕

(ｱ)　「個人に関する情報」

「個人に関する情報」（以下「個人情報」という。）とは、個人の内心の秘密に関する情報、個人の経歴又は社会的活動に関する情報、個人の財産に関する情報、個人の心身の状況に関する情報、個人の私生活に関する情報その他個人との関連性を有するすべての情報を意味する。具体的には、思想、信条、学歴、収入、病歴、家族関係その他一切の個人情報をいう。

したがって、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれるものであり個人情報の判断に当たり、原則として、公務員等に関する情報と非公務員等に関する情報とを区別していない。なお、公務員等に関する情報について、特に不開示とすべきでない情報は〔ウ〕において除外している。

「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。

個人のプライバシーは一身専属的な人格権であり、当該個人の死亡により消滅するとも考えられる。しかし、本号は個人の権利利益を広く保護しており、死者についても名誉権等の人格権的利益は、一定の範囲において法律上保護すべきものとされているとともに、実務上すべての個人の生死を判別することはかなり困難であることから、本号の「個人」は生死を問わない取扱いとする。

したがって、死者に関する情報が記録されている行政文書についても、本号により、原則として不開示とする。ただし、死者に関する情報が、同時に当該死者の遺族に関する情報にも該当するときは、当該遺族に係る個人に関する情報として取り扱うことを妨げない。

(ｲ)　「（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）」

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、個人情報の意味する範囲に含まれるが、当該事業に関する情報であるので、法人等に関する情報と同様の要件により不開示情報該当性を判断することが適当であることから、本号の個人情報からは除外している。

なお、事業を営む個人に関する情報であっても、当該事業とは直接関係のない個人に関する情報は、本号に含まれる。

(ｳ)　「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別す

ることができるもの」

「その他の記述等」としては、例えば、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号、番号（振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等）等が挙げられる。当該情報に含まれる氏名以外の記述等が組み合わされることにより、特定の個人を識別することができることとなる場合も含まれる。

なお、**「特定の個人を識別することができるもの」**に該当する情報の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく氏名その他の記述等により識別される特定の個人情報の全体である。

(ｴ)　「（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」

当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報をいう。

照合の対象となる**「他の情報」**としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。また、何人も開示請求できることから、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれる。

他方、特別の調査をすれば入手し得るかも知れないような情報については、一般的には、「他の情報」に含めて考える必要はないものと考えられる。

個人識別性の判断に当たっては、当該情報自体からは特定の個人を識別することができない場合であっても、特定の集団に属する者に関する情報を公にすると、当該情報の性質、集団の性格、規模等によっては当該集団に属する個々人に不利益を及ぼすおそれがある場合があり得ることから、このような場合については、個人の権利利益の十全な保護を図る観点から、個人識別性を認めるべき場合があると考えられる。

(ｵ)　「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」

特定の個人を識別できない個人情報であっても、カルテ、匿名の作文、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連したり、公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものがあることから、特定の個人を識別できない個人情報であっても、あるいは個人識別性のある部分を除いたとしても、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがある情報をいう。

イ　「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」〔ただし書ア〕

個人識別情報であっても、一般に公にされている情報については、あえて不開示情報として保護する必要性に乏しいものと考えられることから、ただし書により、本号の不開示情報から除くこととしたものである。

(ｱ)　**「法令等の規定」**は、何人に対しても等しく、閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付を認めている規定に限られ、公開を求める者又は公開を求める理由によっては公開を拒否する場合が定められていれば、当該情報は、「公にされている情報」に

は該当しない。

(ｲ)　**「慣行として」**とは、公にすることが慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りる。

当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には当たらない。

(ｳ)　**「公にされ」**とは、当該情報が、現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に公知（周知）の事実である必要はない。過去に公にされたものであっても、時の経過により、開示請求の時点では公にされているとは見られない場合も考えられる。

(ｴ)　**「公にすることが予定されている情報」**とは、将来的に公にする予定（具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものも含む。）の下に保有されている情報をいう。ある情報と同種の情報が公にされている場合に、当該情報のみ公にしないとする合理的な理由がないなど、当該情報の性質上、通例公にされるものも含まれる。

ウ　「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」〔ただし書イ〕

個人の正当な権利利益は十分に保護される必要があるが、公にすることにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、健康等を保護するための公益が優越すると認められる場合の個人情報をいう。現実に、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。

なお、人の生命、健康等の基本的な権利利益の保護以外の公益との調整は、公益上の理由による裁量的開示の規定（条例第９条）により図られる。

エ　「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」〔ただし書ウ〕

公務員等についても、個人としての権利利益は、十分に保護する必要があるが、県の諸活動を説明する責務が全うされるようにするという観点から、どのような地位、立場にある者（「職」）がどのように職務を遂行しているか（「職務遂行の内容」）については、たとえ、特定の公務員等が識別される結果となるとしても、個人に関する情報としては不開示とはしないこととしたものである。

(ｱ)　**「当該個人が公務員等である場合において」**

個人情報のうち、当該個人が「公務員等」である場合である。

「公務員等」とは、広く職務遂行を担任する者を含むものであり、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わない。また、公務員等であった者が当然に含まれるものではないが、公務員等であった当時の情報については、本規定は適用される。

「公務員等」の職務遂行に係る情報が職務遂行の相手方等公務員等以外の個人情報である場合がある。このように一つの情報が複数の個人情報である場合には、各個人ごとに不開示情報該当性を判断する必要がある。すなわち、当該公務員等にとっての不開示情報該当性と他の個人にとっての不開示情報該当性とが別個に検討され、そのいずれかに該当すれば、当該部分は不開示とされることになる。

(ｲ)　「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるとき」

「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が地方公共団体若しくは地方独立行政法人の機関又は国若しくは独立行政法人等の機関の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報がこれに含まれる。

また、本規定は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とし、例えば、公務員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報、勤務成績、処分歴等は管理される職員の個人情報として保護される必要があり、本規定の対象となる情報ではない。

(ｳ)　「当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」

公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、県の諸活動を説明する責務が全うされるようにする観点から、その職名と職務遂行の内容については、当該公務員等の個人に関する情報としては不開示とはしないという意味である。

(ｴ)　公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名の取扱い

公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、例外的に開示する情報とはしていない。

ただし、当該公務員等の氏名が、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合には、本号の〔ア〕が適用され、個人情報としては不開示とはならないことになる。

慣行として公にされているかどうかの判断に当たっては、実施機関により氏名を公表する慣行がある場合、又は実施機関が公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）氏名を情報提供している場合には、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていると解される。

オ　本人からの開示請求

条例の開示請求権制度は、請求者のいかんを問わず、請求があった行政文書の開示・不開示決定に係る判断を行うものであるから、本人から、本人に関する情報の開示請求があった場合にも、開示請求者が誰であるかは考慮されない。

したがって、特定の個人が識別される情報であれば、本号の〔ア〕から〔ウ〕又は公益上の理由による裁量的開示（条例第９条）に該当しない限り、不開示となる。

なお、実施機関（議会を除く。）が保有する個人情報については、奈良県個人情報保護条例（平成12年奈良県条例第32号）により、自己情報の開示請求権が認められている（同条例第12条参照）。

カ　個人情報の部分開示の特例

条例第８条第２項において、個人情報の部分開示の判断にあたっての特例規定が定められていることから、開示等の判断にあたっては留意すること。

(2)　運用の具体例

ア　警察職員の氏名の取扱い

県警察における「氏名を慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている」職員の範囲は、警部又は同相当職以上の職員である。

県警察が保有する行政文書に記載されている、警察庁及び他の都道府県警察（以下「警察庁等」という。）の職員の氏名については、当該警察庁等において氏名を公にしている慣行によって判断する。

なお、氏名を慣行として公にしている職員であっても、開示請求の対象となる行政文書に記録されている具体的な職務の内容との関係において、氏名を開示すると当該職員又はその家族に危害が加えられるおそれがあるなど、条例第７条第４号（公共の安全等に関する情報）に該当する場合は、不開示とする。

イ　被疑者（被告人）及び被害者の個人情報

犯罪事件等で被疑者（被告人）や被害者の個人情報が広報・報道されている場合の取扱いについては、次のとおりとする。

(ｱ)　被疑者（被告人）の個人情報が検挙時に広報されていても、開示決定の時点において氏名、住所等個人を特定する情報（以下「氏名等」という。）が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合を除き、氏名等を部分的に不開示とし、個人が特定できない形で開示する。

被疑者（被告人）の氏名等が開示決定の時点において慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合とは、次に掲げる場合等が考えられる。この場合については、県警察及び警察庁等が行った広報の範囲内において被疑者の個人情報を開示する。

ａ　警察白書等警察が発行する公刊物等において、被疑者の氏名等を記載している場合

ｂ　被疑者（被告人）の氏名等を冠して事件名が呼称されることが通例である場合

ｃ　開示請求から開示決定までの間において、マスコミにおいて頻繁に被疑者（被告人）が特定される内容の報道がされている場合

(ｲ)　被害者の個人情報については、広報・報道されている場合であっても、原則として不開示とする。ただし、次に掲げる場合等個人情報が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合については、県警察及び警察庁等が行った広報の範囲内において被害者の個人情報を開示する。

ａ　警察において国民からの情報提供を求めるために被害者の氏名等を含めた事件の広報を継続している場合

ｂ　被害者の氏名等を冠して事件名が呼称されることが通例である場合

(ｳ)　上記イの(ｱ)及びイの(ｲ)のただし書における個人情報の例外的な開示に当たっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう慎重に判断を行うこととする。

３　条例第７条第３号（法人等に関する情報）に基づき不開示とする情報の基準

【条例の定め】

(3)　法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア　公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ　実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(1)　条例の解釈・運用

ア　「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）」〔本文〕

(ｱ)　「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）に関する情報」

「法人」とは、営利法人、公益法人（学校法人、宗教法人、民法（明治29年法律第89号）第34条の規定による法人等）その他法人格を有するすべての社団及び財団をいう。

「その他の団体」とは、自治会、商店会、ＰＴＡ、消費者団体、青年団等であって、法人格を有しないが、団体の規約及び代表者又は管理人が定められている、いわゆる「権利能力なき社団又は財団」をいう。

「（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）」とは、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人については、その公的性格にかんがみ、本号の法人の範囲から除外し、その事務又は事業に係る不開示情報は、条例第７条第６号等の規定により開示・不開示を判断する。

「法人その他の団体に関する情報」は、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と何らかの関連性を有する情報を指す。

なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもある。

(ｲ)　「事業を営む個人の当該事業に関する情報」

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であるので、上記(ｱ)に掲げた法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について不開示情報該当性を判断することが適当であることから、本号で規定しているものである。

「事業を営む個人」とは、地方税法第72条の２第７項から第９項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を含む個人をいう。

「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするかどうかを問わず、事業内容、事業用資産、事業所得等事業活動に関する一切の情報をいうが、当該事業とは直接

関係のない個人に関する情報（家族構成等）は、本号に該当しない。

(ｳ) **「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」〔ただし書〕**

本号のただし書は、法人等又は事業を営む個人の事業活動によって現実に人の生命、健康等に危害が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、当該危害の排除、拡大防止若しくは再発防止又は危害の発生の未然防止のため、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にする必要があると認められる情報は開示することを定めたものである。

本号ただし書を適用するかどうかについては、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量して判断することとなる。

本号ただし書を適用する場合は、人の生命、健康、生活等の保護のため必要な範囲で法人等又は事業を営む個人に不利益を与えることとなるので、当該法人等又は事業を営む個人から公にした場合の支障の有無等について意見書を提出する機会を与えなければならないこととしている（条例第15条第２項）。

イ　「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」〔ア〕

(ｱ) **「権利」**とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を指す。

「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す。

「その他正当な利益」とは、生産技術・営業・販売上のノウハウ、社会的信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものである。

(ｲ) **「害するおそれ」**があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々のものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利（信教の自由、学問の自由等）の保護の必要性、当該事業の性格、内容等に留意しつつ、公にした場合に生ずる影響を個別具体的に検討して判断する必要がある。なお、この**「おそれ」**の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

ウ　「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」〔イ〕

本号は、法人等又は事業を営む個人から公にしないとの条件の下に任意に提供された情報の取扱いを定めたものであり、当該条件が付されていることを理由にすべてを不開示とするのではなく、当該条件を付することが合理的と認められる場合に限り、不開示情報として保護しようとするものである。

なお、本号は、情報提供者の信頼と期待を基本的に保護しようとするものであり、実施機関の情報収集能力の保護は、別途、条例第７条第６号等の不開示情報の規定に

よって判断されることとなる。

(ｱ)　**「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」**

実施機関の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供された情報は含まれない。ただし、実施機関の要請を受けずに法人等又は事業を営む個人から提供申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から非公開の条件が提示され、実施機関が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合も含まれる。

「要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まれないが、実施機関が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合も含まれる。

「公にしない」とは、条例に基づく開示請求に対して開示しないことはもちろんであるが、第三者に対して当該情報を提供しない意味である。また、特定の行政目的以外の目的には使用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。

「条件」については、実施機関の側から公にしないとの条件で情報を提供してほしいと申し入れる場合も、法人等又は事業を営む個人の側から実施機関の要請があったので情報は提供するが公にしないでほしいと申し出る場合も含まれるが、いずれにしても双方の合意により成立するものである。

また、条件を設ける方法については、黙示的なものを排除する趣旨ではない。

(ｲ)　**「法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」**

「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の取扱いを意味し、当該法人等において公にしていないことだけでは足りない。

公にしないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する趣旨である。公にしないとの条件が付されていても、現に当該情報が公にされている場合には、本号には当たらない。

(2)　運用の具体例

ア　本号〔ア〕関係

(ｱ)　営業活動を行っている法人等については、業者名、代表者名、所在地名、電話番号等は開示する。また、当該営業活動を行っている法人等の取引金融機関口座、業者印、代表者印、検査印等については、当該法人等がこれらの情報を内部限りにおいて管理して開示すべき相手方を限定する利益を有する情報として管理していると認められない限り、開示する。

(ｲ)　入札に関する文書中、入札予定者又は応札者の経営内容、業務実施能力又は評価結果を記載した部分については、本号〔ア〕に該当し不開示となる。

また、文書中、落札業者の技術力、保守・保全体制を記載した部分についても、本号〔ア〕に該当し不開示とする。（状況によっては、条例第７条第４号（公共の安全等に関する情報）が重畳的に適用される場合もあり得る。）

イ　本号〔イ〕関係

県警察が企業に要請し、公にしないとの条件で任意に提供を受けている企業対象暴力事犯等に関する情報は、本号〔イ〕に該当し不開示とする。（状況によっては、条例第７条第４号（公共の安全等に関する情報）が重畳的に適用される場合もあり得る。）

４　条例第７条第４号（公共の安全等に関する情報）に基づき不開示とする情報の基準

【条例の定め】

(4)　公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(1)　条例の解釈・運用

ア　「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持」

(ｱ)　「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示である。

「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。なお、県民等の防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、一般に公にしても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については、本号に該当しない。

「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。

「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。犯罪捜査の権限を有する者は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）によれば、検察官、検察事務官及び司法警察職員であり、司法警察職員には、一般司法警察職員と特別司法警察職員とがある。

「公訴の維持」とは、検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為を公訴の提起というが、この提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動を指す。

「刑の執行」とは、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法（明治40年法律第45号）第２章に規定された死刑、拘禁刑、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、公にすることにより保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、本号に該当する。

(ｲ)　ここでいう**「公共の安全と秩序の維持」**とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴

の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

刑事訴訟法以外の特別法により、臨検・捜索・差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、独占禁止法違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に含まれる。

また、公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、本号に含まれる。

一方、風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の、一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政警察活動に関する情報については、本号ではなく、条例第７条第６号の事務又は事業に関する不開示情報の規定により開示・不開示が判断されることになる。

イ　「・・・おそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、司法審査の場においては、裁判所が、本号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かについて審理・判断することになる。

(2)　運用の具体例

ア　県警察の保有する情報の中で本号に該当すると思われる代表的な類型は、次のとおりである。

(ｱ)　現に捜査（暴力団員による不当な行為の防止等犯罪の予防・捜査に密接に関連する活動を含む。）中の事件に関する情報で、公にすることにより当該捜査に支障を及ぼすおそれがあるもの

(ｲ)　公共の安全と秩序を侵害する行為を行うおそれがある団体等に対する情報収集活動に関する情報で公にすることにより当該活動に支障を生じるおそれがあるもの

(ｳ)　公にすることにより、犯罪の被害者、捜査の参考人又は情報提供者等が特定され、その結果これらの人々の生命、身体、財産等に不当な侵害が加えられるおそれがある情報

(ｴ)　捜査の手法、技術、体制、方針等に関する情報で、公にすることにより将来の捜査に支障を生じ、又は、将来の犯行を容易にするおそれのあるもの

(ｵ)　犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術、体制、方針等に関する情報で、公にすることにより将来の犯行を容易にし、又は、犯罪の鎮圧を困難ならしめるおそれがあるもの

(ｶ)　犯罪行為の手口、技術等に関する情報であって、公にすることにより当該手口、

技術等を模倣するなど将来の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれのあるもの

(ｷ) 犯罪行為の対象となるおそれのある人、施設、システム等の行動予定、所在地、警備・保安体制、構造等に関する情報であって、公にすることにより当該人、施設、システム等に対する犯罪行為を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれのある情報

(ｸ) 被疑者・被告人の留置・勾留に関する情報であって、公にすることにより被留置者の逃亡等留置・勾留業務に支障を及ぼすおそれのある情報

イ　行政法規違反の捜査等に関する情報

風俗営業等の許認可、交通の規制、運転免許証の発給等の、一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政活動に係る情報は、上記(1)のアの(ｲ)のとおり本号の対象にならないが、これらの行政法規に係る業務に関する情報がおよそ本号の対象から除外されるものではなく、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第１２２号）違反事件や道路交通法（昭和35年法律第105号）違反事件等の行政法規違反の犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがある情報や、これらの犯罪を容易にするおそれがある情報であれば、本号の対象となる。

ウ　警備実施等に関する情報

警衛若しくは警護又は治安警備（災害警備及び雑踏警備を除く警備実施をいう。以下「警備実施等」という。）については、従事する警察職員の数及び配置、通信に関する情報、警備実施等のために態勢を構築した時期及びその期間に関する情報は、これを公にすることにより、警察の対処能力が明らかとなり、要人に対してテロ行為を敢行しようとする勢力等がこれに応じた措置をとるなどにより警備実施等に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当し不開示となる。

これらの情報は、当該警備実施等の終了後であっても、テロ行為を敢行しようとする勢力等が過去の実例等を研究、分析することにより、将来におけるテロ等の犯罪行為が容易となり、将来の警備実施等業務に支障を及ぼすおそれがある場合には、不開示となる。

なお、サミット警備等の大規模な警備実施等に従事する延べ人数等、県警察又は警察庁等において広報された情報は、開示する。

５　条例第７条第５号(審議、検討等に関する情報)に基づき不開示とする情報の基準

【条例の定め】

(5) 県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより卒直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(1)　条例の解釈・運用

ア　「県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の

内部又は相互間」

「県の機関」とは、県のすべての機関をいい、実施機関であるなしを問わない。県の議会、執行機関及びこれらの補助機関のほか、執行機関が設置する附属機関も含まれる。また、**「国」**とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院（これらに属する機関を含む。）を指し、県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人について、それぞれの機関の内部又は他の機関との相互間の意味である。

イ　「審議、検討又は協議に関する情報」

県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程において行われる、審議会等における審議や検討、行政内部の政策等の検討や協議、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せなど、様々な審議、検討及び協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう。

ウ　「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」

公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

例えば、審議、検討等の場における発言内容が公になると、「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」が生じたり、また、実施機関内部の政策の検討がまだ十分でない情報が公になり、外部からの圧力により当該政策に不当な影響を受けるおそれがあり、「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」が生じたりすることのないようにする趣旨である。

エ　「不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ」

未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、県民等の誤解や憶測を招き、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が公にされることによる県民等への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

例えば、各種計画の策定が検討されている段階で、その検討情報を公にすれば、土地の買い占め等が起こるおそれがある場合に、「県民等の間に不当な混乱」を生じさせたりすることのないようにする趣旨である。

オ　「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」

情報が尚早な時期に公にされたり、事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす場合を想定したもので、上記(1)のエと同様に、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、県民等への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

例えば、施設等の建設計画の検討状況に関する情報が開示されたために、土地の買い占めが行われて土地が高騰し、開示を受けた者等が不当な利益を得たり、違法行為の事実関係についての調査中の情報が開示されたために、結果的に違法・不当な行為を行っていなかった者が不利益を被ったりしないようにする趣旨である。

カ　「不当に」

上記ウ、エ及びオのおそれの**「不当に」**とは、審議、検討等途中の段階の情報を公

にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、公にすることによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断される。

キ　合議制機関に関する情報の開示・不開示については、当該合議制機関の議事運営規程や議決等によって決せられるものではなく、当該合議制機関の性質及び審議事項の内容等に照らし、合議制機関における率直な意見の交換等を不当に損なうおそれがあるかにより個別具体的に判断されるものである。

ク　意思決定後の取扱い等

審議、検討等に関する情報については、実施機関としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が行われるものであることに注意が必要である。

また、当該審議、検討等に関する情報が公になると、審議、検討等が終了し意思決定が行われた後であっても、県民等の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合等があれば、本号に該当し得る。

なお、審議、検討等に関する情報の中に、調査データ等で特定の事実を記録した情報があった場合、例えば、当該情報が専門的な検討を経た調査データ等の客観的、科学的事実やこれに基づく分析等を記録したものであれば、一般的に本号に該当する可能性が低いものと考えられる。

６　条例第７条第６号（事務又は事業に関する情報）に基づき不開示とする情報の基準

【条例の定め】

(6)　県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア　監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ　契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ　調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ　人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ　国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(1)　条例の解釈・運用

ア　「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」〔本文〕

(ｱ)　**「次に掲げるおそれ」**として〔ア〕から〔オ〕までに掲げたものは、県の機関等に共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものであり、当該事務又は事業における公にすることによる支障は、これらに限定されるものではない。

また、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについても、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるものに該当する。

(ｲ)　**「当該事務又は事業の性質上」**とは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨である。

(ｳ)　**「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」**があるかどうかについては、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要があり、また、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。

「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

イ　「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」〔ア〕

(ｱ)　**「監査」**とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べることをいう。

「検査」とは、法令等の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。

「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。

「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。

「租税」には、国税及び地方税がある。**「賦課」**とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいい、**「徴収」**とは、国又は地方公共団体が、租税その他の収入金を取ることをいう。

(ｲ)　**「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」**

上記の監査等は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断

を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。

これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報や、試験問題等のように、事前に公にすれば、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。また、事後であっても、例えば、違反事例等の詳細についてこれを公にすると他の行政客体に法規制を免れる方法を示唆するようなものは該当し得ると考えられる。

ウ　「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」〔イ〕

(ｱ)　**「契約」**とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。

「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。

「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てその他の法令に基づく不服申立てがある。

(ｲ)　**「国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」**

国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が一方の当事者となる上記の契約等において、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要があり、当事者としての利益を保護する必要がある。

これらの契約等に関する情報の中には、例えば、入札予定価格等を事前に公にすることにより、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等を公にすることにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報については不開示とするものである。

エ　「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」〔ウ〕

県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う調査研究（ある事柄を調べ、真理を探究すること）の成果については、社会、県民等にあまねく還元することが原則であるが、成果を上げるためには、従事する職員が、その発想、創意工夫等を最大限に発揮できるようにすることも重要である。

調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、①知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に公にすることにより成果を適正に広く県民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、②試行錯誤の段階のものについて、公にすることにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある場合があり、このような情報を不開示とするものである。

オ　「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」〔エ〕

県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関すること）に係る事務については、当該機関の組織としての維持の観点から行われる一定の範囲で当該組織の独自性を有するものである。

人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想等を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報を不開示とするものである。

カ　「国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」〔オ〕

国又は地方公共団体が経営する企業（特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第２条第３号の企業及び地方公営企業法第２条の適用を受ける企業をいう。）、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業については、企業経営という事業の性質上、条例第７条第３号の法人等に関する情報と同様な考え方で、その正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれがあるものを不開示とするものである。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格内容等に応じて判断する必要があり、その開示の範囲は条例第７条第３号の法人等とでは当然異なり、国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関する情報の不開示の範囲は、より狭いものとなる場合があり得る。

(2) 運用の具体例

本号に該当する代表的な情報の例は、上記(1)のイからカに記載されているとおりであるが、県警察において特記すべきものとしては、次のようなものがある。

ア　試験問題

警察学校における試験問題、県警察における昇任試験問題等については、実施前は不開示とする。実施後においても、短答択一式問題については、公にすると、類似の問題の作成を避ける配慮が必要となり、試験問題作成作業に支障が生じることから、不開示とする（なお、試験問題の内容によっては、条例第７条第４号（公共の安全等に関する情報）に該当する場合もある。）。

イ　検定の実施基準

警備業法（昭和47年法律第117号）の規定に基づく警備員等の検定や銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号）の規定に基づく技能検定等の実施基準のうち、採点の基準及びその内容に関する情報であって、公にすることにより検定事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に該当し不開示となる。

第３　部分開示

【条例の定め】

第８条　実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。た

だし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

２　開示請求に係る行政文書に前条第２号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

１　条例の解釈・運用

(1)　不開示情報が記録されている場合の部分開示〔第１項〕

ア　一件の行政文書に不開示情報に該当する情報がある場合、本項の規定により、実施機関は、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならないことになる。

イ　ただし、部分開示を行わなければならないのは、**「容易に区分して除くことができるとき」**であり、当該行政文書のどの部分に不開示情報が記載されているかという記載部分の区分けが困難な場合や、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合は、部分開示の義務はないことになる。

「区分」とは、不開示情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、**「除く」**とは、不開示情報が記録されている部分を、当該部分の内容が分からないように被覆、切り抜き等を行い、行政文書から物理的に除去することをいう。

文書については、その記載の一部を除くことは、コピー機で作成したその複写物の不開示部分を被覆し又は切り抜き再複写するなどして行うことができることから、一般的に不開示部分を容易に区分して除くことができると考えられる。

一方、録音、録画、磁気ディスクに記録されたデータベース等の電磁的記録については、例えば、同時に録音された音声中の一部の音声のみに不開示情報が含まれている場合や、録画されている映像中に不開示情報が含まれている場合などでは、不開示情報部分のみを除去することが容易でない場合が考えられる。また、磁気ディスク等の電磁的記録について、不開示部分と開示部分の分離が既存のプログラムでは行えない場合も、「容易に区分して除くことができない場合」に該当する。

なお、部分開示の作業に多くの時間・労力を要することは、直ちに、区分し、分離することが困難であるということにはならない。

ウ　**「有意の情報が記録されていないと認められるとき」**とは、説明責任が全うされるようにするとの観点から、不開示情報が記録されている部分を除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、開示をしても意味がないと認められる場合を意味し、例えば、残りの部分に記載されている内容が、無意味な文字、数字等の羅列となる場合であれば部分開示の義務はない。なお、この**「有意」**性の判断に当たっては、同時に開示される他の情報があればこれも併せて判断されるべきである。また、「有意」性の判断は、請求の趣旨を損なうか否か、すなわち、開示請求者が知りたいと考える事柄との関連によって判断すべきものではなく、個々の請求者の意図によらず、客観的

に決めるべきものである。

(2)　個人識別情報が記録されている場合の部分開示〔第２項〕

ア　個人識別情報は、通常、個人を識別させる部分（例えば、氏名）とその他の部分（例えば、当該個人の行動記録）とから成り立っており、その全体が一つの不開示情報を構成するものである。

しかし、個人識別情報については、氏名等の部分だけを削除して残りの部分を開示しても個人の権利利益保護の観点から支障が生じない場合があり、このような場合には、部分開示とするよう、個人識別情報についての特例規定を設けたものである。

なお、**「特定の個人を識別することができるものに限る。」**こととしているのは、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（条例第７条第２号本文の後半部分）については、特定の個人を識別することとなる記述等の部分を除くことにはならないためである。

イ　**「当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」**とは、個人を識別させる要素を除去することにより誰の情報であるかが分からなくなることにより、公にしても、個人の権利利益を害するおそれがないものについては、部分開示の規定を適用することとしている。

ただし、個人識別性のある部分を除いても、開示することが不適当であると認められるものもある。例えば、カルテ、作文などの個人の人格と密接に関連する情報や、個人の未公表の研究論文等開示すると個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

ウ　**「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」**とは、〔第１項〕の規定により、部分開示の範囲を決定するに当たっては、個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は個人の権利利益を害するおそれがない限り、条例第７条第２号に規定する不開示情報ではないものとして取り扱うことを規定したものである。

なお、〔第１項〕の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうかが要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合には、当該個人に関する情報は全体として不開示となることになる。

第４　行政文書の存否に関する情報についての基準

【条例の定め】

第10条　開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

１　条例の解釈・運用

(1)　開示請求に対しては、当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにした上で、存在している場合は開示又は不開示の決定をし、存在しない場合は存在しない旨の決定をす

ることが原則である。本条は、その例外として、行政文書が存在するしないにかかわらず、開示請求された行政文書の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合には、開示請求を拒否することができることを定めたものである。

例えば、特定の個人の名を挙げて、その病歴情報が記録された文書の開示請求があった場合、当該行政文書に記録されている情報は存在するが、不開示情報に該当するため不開示決定をすれば、当該個人の病歴の存在を明らかにすることになり、当該個人の権利利益を侵害することになる。

このように、特定の者又は特定の事項を名指しした探索的請求に対して、存否を明らかにできない情報の具体例としては、次のようなものが考えられる。

ア　特定の個人の前科、前歴に関する情報（条例第７条第２号）

イ　特定の個人の病歴に関する情報（条例第７条第２号）

ウ　特定企業の特定の先端技術に関する情報（条例第７条第３号）

エ　犯罪の内偵捜査に関する情報（条例第７条第４号）

オ　公にされていない犯罪手法や装備資機材に関する情報であって、その存在が公にされると犯罪者が対抗手段を取り、犯罪の予防又は捜査に支障が生じるおそれがある場合（条例第７条第４号）

カ　特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報（条例第７条第６号）

(2)　本条は、開示請求に対する応答の例外的な取扱いを定めたものであり、本条の規定を適用するに当たっては、その妥当性を適切に判断する必要がある。

また、本条により開示請求を拒否するときは、開示をしない旨の決定を行うこととなり条例第11条第３項の規定により、請求者に対して理由を提示しなければならないが、個別具体的な理由付記の程度については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった行政文書の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるかをできる限り具体的に提示する必要がある。

また、存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であり、例えば、行政文書が存在しない場合に不存在と答えて、行政文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否することのないよう留意しなければならない。

第５　代表的な文書類型ごとの基準

１　公安委員会会議録

公安委員会会議録は、原則として開示するが、記載内容中に条例第７条各号に掲げる不開示情報がある場合は、当該情報は不開示となる。

不開示となる情報としては、次のような例が考えられる。

(1)　捜査中の事件に関する情報等公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の警察活動に支障を生じるおそれがある情報（条例第７条第４号）

(2)　特定の犯罪組織に対する取締りの方針等公にすることにより、発言した委員長又は委員の生命、身体、財産等に不当な侵害が加えられるおそれがある情報（条例第７条第４号）

(3)　委員長又は委員の発言内容や氏名を公にすることにより、外部からの圧力等により今

後の公安委員会における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、当該発言内容又は氏名（条例第７条第５号）

２　会計支出文書

会計支出文書の開示・不開示の判断については、国費・県費の支出の別を問わず、次により判断するものとする。

(1)　共通事項

ア　警察職員の氏名等の個人情報

会計支出文書における警察職員の氏名等の取扱いは、本審査基準の第２の２（条例第７条第２号関係）によるほか、次によることとする。

(ｱ)　慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている警部及び同相当職以上の職員の氏名を除き、職員の住所、金融機関口座等特定の個人を識別することができる情報は、すべての職員について不開示となる。

(ｲ)　債主コード（支出の相手方たる債主ごとに付されたＡＤＡＭＳ（官庁会計事務データ通信システム）上の番号）又は財務会計オンラインシステムの運用上、職員個々に付与されるコード番号は、当該公務員に付された固有の番号であるので、個人を識別され得るものとして不開示となる。

イ　警察との取引業者に係る情報

会計支出文書における警察との取引業者に係る情報の取扱いは、本審査基準の第２の３（条例第７条第３号関係）によるほか、取引業者を特定する情報であって、公にすることにより、犯罪捜査等の警察活動に支障を及ぼすおそれがあると認められるものや、当該業者又は業者の施設に対し危害や妨害活動が加えられるおそれがあると認められるものについては、条例第７条第４号（公共の安全等に関する情報）に該当し、不開示となる。このようなものについては、次のものが挙げられる。

(ｱ)　警察庁舎に出入りする取引業者であって秘密保持、庁舎の安全確保等の観点から業者名を公にすることができないと認められるもの

(ｲ)　捜査支援システムの開発・器材を発注している業者

(ｳ)　特殊な装備の納入業者

(2)　旅費

旅費の支出に関する会計文書については、個別の犯罪捜査等の活動に支障を及ぼすおそれ（条例第７条第４号）がないと認められるものは、開示する。ただし、条例第７条第２号（個人情報）に該当する部分を除く。

なお、旅費の開示・不開示を検討するに際しては、旅費の予算科目（活動旅費、職員旅費等）の別に応じて一律に決するのではなく、個々の旅行の目的・実態等に照らし、公にすることにより個別の犯罪捜査等の活動に支障を及ぼすおそれがあるか否かによって判断しなければならない。

(3)　捜査費

ア　個別の執行に係るもの

捜査費の個別の執行に係るものは、情報提供者等の捜査協力者が特定され危害が加えられたり、今後の協力が得られなくなるおそれがあることから、原則としてすべて

不開示（職員氏名、支払相手先、支払年月日、支払事由、支払総額等）となる。

イ　捜査費の支出額に係るもの

捜査費の県警察全体における月別の支出額及び所属別（警察本部では課・隊等の単位、各警察署は警察署単位。以下同じ）の年単位の支出額は開示する。

所属別の月単位の支出額は、その額の変動状況から、個別の捜査の進展等を推認することが可能となるなど、犯罪捜査等の業務に支障を及ぼすおそれがあると考えられることから、所属別の月単位の支出額は、条例第７条第４号の公共の安全等に関する情報に該当し、原則として不開示となる。

(4)　食糧費

ア　個人情報（職員氏名、相手方等）を除いて、原則として開示する。

イ　上記アの例外として、公にすることにより警察活動の動向が判明し、犯罪捜査等の個別の警察活動に支障を及ぼすおそれがあると認められる部分があるときは、その部分は不開示となる。

３　警察組織の職員数に関する情報を記載した文書

(1)　基本的な考え方

県警察の職員数に関する情報は、原則として開示する。

ただし、公にすることにより、極左暴力集団等犯罪を敢行しようとする勢力に関する情報の収集又はテロ行為等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害への対処についての警察の能力が明らかになり、犯罪を企図する者が、これらの能力の不備な部分を突くなどの対抗措置を講じることにより、その犯罪の実行を容易にするおそれがあるものについては、不開示となる。

(2)　県警察の職員数に関する情報

県警察の部別の定員、所属別の配置基準人員に係る情報は、開示する。

(3)　県警察が保有する警察庁等の職員数に関する情報

県警察が保有する他の都道府県警察職員の定員等に係る情報（他の都道府県警察別の定員・現在員、都道府県警察別の階級別定員及び部門別配置基準等）は、開示する。

４　他の都道府県警察から取得した犯罪等の事件に関する報告書（いわゆる事件通報）

(1)　内偵捜査（秘密裡に実施している捜査をいう。）中の事件に関する報告書

個別事件に対して内偵捜査を行っている事実自体が公にされると、以後の捜査に支障を生じることから、内偵捜査中の事件に関する報告書は、その件名も含め、原則として不開示となる。

なお、開示請求の対応によっては、行政文書の存否に関する情報（第４の１の(1)参照）となる。

(2)　内偵捜査中の事件以外の事件に関する報告書

ア　個人情報について

本審査基準の第２の２（条例第７条第２号（個人情報）関係）に従って対応する。

イ　個人情報以外について

今後の犯罪捜査に支障を生じるおそれがある場合等、条例第７条各号の不開示事由

に該当するか否かを個別に判断する。

不開示事由のうち、条例第７条第４号（公共の安全等に関する情報）に該当する例として考えられるものに次のものがある。

(ｱ)　犯行の内容のうち、いまだ社会一般に知られていない特異な犯罪手口等、公にすることにより同種事案を誘発又は助長するおそれがある情報

(ｲ)　公にすることにより公判の維持に支障を及ぼすおそれがある事実関係

(ｳ)　捜査手法に関する情報であって、公にすると警察が行う捜査の手の内を知られ、犯罪者に対抗措置をとられるおそれがあるもの

(ｴ)　具体的な事件（現に捜査を継続している事件に限る。）の捜査の方針、体制（具体的な任務ごとの班編制・人数・捜査活動現場における配置箇所等をいう。）に係る情報であって、公にすると被疑者に警察の動きを察知され、逃走・証拠隠滅のおそれがあるもの。又は、捜査の方針、体制に係る情報であってそのパターンを把握されることにより、将来の同種事案の捜査について犯罪者があらかじめ対抗措置をとるおそれがあるもの

なお、警察が広報を行った情報は、広報を実施した時点において、これらの不開示事由に係る捜査等の支障のおそれが相対的に低いと判断されたものであり、また、開示請求の時点においても公知の事実になっている可能性があるなど、開示・不開示の判断に影響を与える要素の一つである。

５　情報通信システムに関する情報を記載した文書

情報通信システムのウイルス対策装置、暗号化装置、侵入検知装置等、情報セキュリティ対策の内容が特定できる情報については、公にすることにより、当該システムの防御能力等が判明し、犯罪行為を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあることから、条例第７条第４号（公共の安全等に関する情報）に該当し、不開示となる。（状況によっては、条例第７条第６号（事務又は事業に関する情報）が重畳的に適用される場合もあり得る。）

６　「刑事訴訟に関する書類」について

(1)　基本的な考え方

捜査の過程で作成される捜査報告書、供述録取書等の捜査書類については、条例第36条の適用除外規定により、「刑事訴訟に関する書類」として、条例の規定は適用されないこととされている。この趣旨は、刑事訴訟に関する文書については、文書の公開・非公開の取扱いが当該制度内で体系的に整備されていることから、刑事訴訟法の制度にゆだねることとしたものと解される。

条例の適用除外とされる「刑事訴訟に関する書類」とは、刑事訴訟法第47条の「訴訟に関する書類」と同一であり、一般に被疑事件又は被告事件に関して作成された書類であると解されている。手続関係書類であると証拠書類であるとを問わないし、意思表示的文書と報告的文書いずれも含まれる。また、裁判所（裁判官）の保管している書類に限らず、検察官、司法警察員、弁護人その他の第三者の保管しているものも含まれる（立花書房「注釈刑事訴訟法（新版）第一巻」、青林書院「大コンメンタール刑事訴訟

法第一巻」）。

(2)　送致・送付前の訴訟に関する書類

いまだ送致・送付を行っていない書類についても、いずれは送致され、刑事訴訟法や刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号）の制度内で開示・不開示の取扱いがなされる機会があり得るため、条例の適用除外であると考える。

(3)　訴訟に関する書類の写し

訴訟に関する書類の写しについては、実質的に原本と同様のものであり、刑事訴訟法等の制度内における開示・不開示の判断、開示手続等に服させることが妥当であることから、条例の適用除外であると考える。

(4)　行政文書に添付された訴訟に関する書類

訴訟に関する書類の写しが、行政文書に添付されている場合であっても、実質的に、当該訴訟に関する書類の写しは、その原本と何ら変わらぬ形式、体裁を保っていることから、当該行政文書と一体のものとはみなされず、条例の適用除外であると考える。ただし、訴訟に関する書類の写しが加工されるなどした結果、原本の形式、体裁を失った状態で添付されている場合には、当該行政文書と一体のものとみなされることから、条例の適用対象であると考える。